

役員及び評議員に対する報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）の役員及び評議員に対する報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び顧問をいう。
- (3) 理事及び監事は、これを分けて常勤及び非常勤とする。
- (4) 評議員は非常勤とする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当（以下「給与」という。）を支給する。ただし、兵庫県から派遣された常勤理事については、兵庫県と締結した職員の派遣協定書に基づく手当を支給する。

- 2 常勤理事以外の役員のうち、業務執行理事及び監事には、職務に応じた報酬を支給することができる。
- 3 評議員及び顧問は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の給料月額、地域手当、通勤手当及び期末手当の額は、兵庫県と協議の上、別表1に定める額の範囲内で理事会において決定する。

- 2 常勤理事の地域手当、通勤手当及び期末手当の額は、兵庫県の特別職に属する常勤の職員の例によるものとする。
- 3 常勤理事以外の役員のうち、当機構において勤務する理事及び監事の報酬額は、兵庫県と協議の上、別表2に定める額の範囲内で理事会において決定する。

(報酬等の支給)

第5条 給与及び報酬の支給日、支給方法は、別に定める職員を対象とする給与及び旅費規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずるものとする。

(旅費)

第6条 役員等が機構の用務のために旅行したときは、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類及び支給方法については、職員給与規程の適用を受ける者の例によるものとし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）中10級又は9級の職務にある者の相当額とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構役員等の給与及び費用弁償に関する規程（平成9年12月26日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

月額（円）	勤務形態
500,000	週 5 日

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

区分		月額（円）	勤務形態
理事	人と防災未来センター長を兼務する者 こころのケアセンター長を兼務する者	300,000	月 4 日
	相談役を兼務する者	300,000	週 3 日
監事	勤務する者	221,000	週 3 日

